

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称： Bangladesh国南北ダッカ市の廃棄物焼却発電
導入に係る情報収集・確認調査

案件番号：19a00784

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 特記仕様書案
- 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第4章 契約書（案）

2020年1月8日

独立行政法人国際協力機構

調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年1月8日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国南北ダッカ市の廃棄物焼却発電導入に係る情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年3月 ～ 2021年5月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構

【調達部契約1課、大垣内 Ogaito.Ayumi@jica.go.jp】

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日。ただし、競争参加資格確認を事前に行う場合は資格確認申請書の提出締切日。以下同じ。）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の

者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

2020年1月22日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（２）提出先・場所

上記４．窓口のとおり（prtm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス）

注１）原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

（４）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2020年1月31日 12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注２）持参の場合、機構が受領したことを証明するため、以下のウェブサイト提示される「各種書類受領書」を合わせて提出して下さい。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html）

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部

注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、 <u>全体業務は可能と判断されるレベルにある。</u>	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。</u>	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格とします。

本案件は、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時: 2020年2月28日(金) 15時~

2) 場所: 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構212会議室

➤ 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2020年3月13日(金)までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開する

こととします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持つておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通

知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイトに契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協

力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2. その他留意事項

（1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後 2 週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案され

た計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 調査の背景・経緯

バングラデシュ人民共和国（以下、「バ国」という。）の国家開発戦略の最上位に位置付けられる第7次五カ年計画（2016年～2020年）においては、ダッカ及び近郊を含む都市圏における人口は、バ国最大の約1,700万人に達し、人口急増及び経済発展に伴い、増大する廃棄物の管理が喫緊の課題であり、中核都市が取り組むべき重要課題として廃棄物管理の改善を位置付けている。また、財務省経済関係局（Economic Relations Division、ERD）主導により、省庁の枠を越えた廃棄物処理の対策について議論されている。現在、南北ダッカ市における廃棄物収集率は約80%まで改善しているが、急速な都市化の進展により廃棄物量は増加の一途を辿っており、南北ダッカ市の現在の最終処分場は残り最長約2年で限界を迎える危機的な状況となっている。一方で新規の最終処分場用に利用可能な土地は限られており、かつ人口密度が高い南北ダッカ市において最終処分場のすぐ近くに企業の工場や住居が建てられていることもあって新たな土地の取得が非常に困難な状況であり、新規最終処分場の建設が間に合わず、既存最終処分場の容量の限界を超えて適切な埋め立て処理が行われないうリスクがある。上記状況に対して、南北ダッカ市は、既存の最終処分場拡張、新規最終処分場及び一般廃棄物焼却発電施設を含む中間処理施設の用地確保に係る公共事業提案書（Development Project Proposal、DPP）を作成し、既に中央政府からの承認を得ている。特に南北ダッカ市を含めたバ国政府側では、最終処分場への廃棄物搬入量の削減等を目的として、廃棄物焼却発電を中心とした「廃棄物発電・エネルギー回収（Waste To Energy、以下、「WtE」という。）」の導入に高い関心を有しており、現行技術協力プロジェクトからの支援も受けながら、WtE施設用地の確保の可能性、ファイナンス等に関して検討を行っている。

南北ダッカ市における廃棄物管理の改善について JICA はこれまで主として一般廃棄物を対象とし、技術協力、無償資金協力等を通じて廃棄物管理改善計画の策定、収集・運搬、最終処分場管理等の改善や廃棄物管理実施体制の整備に対する支援を行ってきた（なお2011年に旧ダッカ市は南と北の2つに分割され、現在は廃棄物管理業務もそれぞれ北ダッカ市廃棄物管理局（Waste Management Department（以下、「WMD」という。）、Dhaka North City Corporation。以下、「DNCC」という。）、南ダッカ市廃棄物管理局（WMD、Dhaka South City Corporation）、以下、「DSCC」という。）が担う体制となっている）。2003年から2006年まで実施された開発調査「ダッカ市廃棄物管理計画策定調査」において、2015年を目標とした旧ダッカ市の廃棄物管理に係るマスタープラン「クリーンダッカマスタープラン」の策定を支援し、同マスタープランに基づく既存処分場の管理・改善に係るフォローアップ協力（2006年）、債務削減相当資金による既存処分場への衛生埋立方式の導入及び処分場の拡張（2006年度～2011年）、環境教育分野の青年海外協力隊による廃棄物管理の住民意識向上及び住民参加型廃棄物収集活動の普及（2006年～）等の支援を行ってきた。さらに、WMDの新設・組織強化、住民・コミュニティと連携した収集・運搬

システム（Ward Based Approach。以下、「WBA」という。）の制度形成・定着、最終処分場管理改善等を含む廃棄物管理にかかる包括的なキャパシティ・ディベロップメントを目的として、2007年～2013年まで（延長期間を含む）技術協力プロジェクト「ダッカ市廃棄物管理能力強化プロジェクト」を実施し、合わせて環境プログラム無償「廃棄物管理低炭素化転換計画」（2008年～2013年）を通じて、約100台の廃棄物収集車両及びメンテナンス用ワークショップを供与した。現在では、技術協力プロジェクト「南北ダッカ市及びチッタゴン市廃棄物管理能力強化プロジェクト（以下、「現行技術協力プロジェクト」という。）」（2017年～2021年）において南北ダッカ市の2018～2032年を対象とした廃棄物管理マスタープランの改訂（以下、「改訂マスタープラン」という。）、WBAの更なる拡大・定着、チッタゴン市における包括的な廃棄物管理改善といった支援を行っている。合わせて改訂マスタープランの策定支援の一環として、南北ダッカ市を中心にバ国側が高い関心を有している廃棄物焼却発電の導入可能性について、現行技術協力プロジェクトにおいて、最終処分場のごみ量・ごみ質調査、廃棄物焼却発電施設配置計画策定、環境社会配慮関連法制度の概要整理、事業方式の検討、概算事業費の積算等を行っているが、バ国側は民間資金の活用（Private Finance Initiative、PFI）も含めた官民連携スキーム（Public Private Partnership。以下、「PPP」という。）を通じた施設整備・運営・維持管理にも関心を有している。

上記状況を鑑み、現行技術協力プロジェクトでの検討結果も含めた既存資料の分析及び関係機関への現地ヒアリングを通じて、バ国における廃棄物管理及びPPPに係る法・制度（電力固定価格買取制度（Feed in Tariff。以下、「FIT」という。）含む）の整備状況及び日本・東南アジア諸国のPPPに係る法・制度との比較、日本・東南アジア諸国での廃棄物焼却発電施設の整備・運営・維持管理に係る費用（PPPによる施設整備事例を含む）等に係る情報・データの収集・分析、PPPで廃棄物焼却発電施設の整備・運営・維持管理を行う場合の官側の負担事項の明確化、現行技術協力プロジェクトで算出された概算事業費の精査、戦略的環境アセスメント（Strategic Environmental Assessment。以下、「SEA」という。）を含む環境・社会配慮の予備的調査の実施、本邦技術の活用可能性の検討等を行う情報収集・確認調査を実施する。

2. 調査の目的

現行技術協力プロジェクトでの検討結果も含めた既存資料の分析及び関係機関への現地ヒアリングを通じて、バングラデシュにおける（主として民間資金を活用した）PPPスキームによる一般廃棄物焼却発電施設導入に関して、将来的な資金協力による支援の可能性も念頭に置きつつ、法・制度、官側の負担事項、環境・社会配慮、本邦技術の活用可能性等に関する情報収集・分析を行うことを目的とする。なお、本調査で収集した情報・分析結果について、バ国政府の廃棄物焼却発電の政策策定責任者及び地方自治体への説明、課題共有に留意しながら調査を実施する。

3. 調査対象地域

南北ダッカ市

4. 主な相手国関係機関

地方政府・農村開発・協同組合省地方自治局 (Local Government Engineering Department, Ministry of Local government, Rural Development & Cooperatives)、DNCC 及び DSCC

5. 調査の範囲

本調査は、「2. 調査の目的」を達成するために、「6. 調査方針及び留意事項」に十分に配慮しながら、「7. 調査の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて、「8. 報告書等」に示された報告書を作成し、発注者に対して説明・協議の上、提出するものとする。

6. 調査方針及び留意事項

(1) 現行技術協力プロジェクトにおける「廃棄物発電導入可能性調査」の成果活用及び連携並びに棲み分け

現行技術協力プロジェクトにおいて、「廃棄物発電導入可能性調査¹ (以下、「導入可能性調査」という。)」が実施された。主に北ダッカ市を対象に、廃棄物管理状況、廃棄物処理将来計画、廃棄物焼却発電施設を含む施設整備計画、環境・社会配慮の検討、事業性の評価 (事業方式の検討、事業性試算等) 等について Pre-F/S として検討が行われた。本調査の実施に当たっては現行技術協力プロジェクトにおける導入可能性調査の結果を十分に活用することに留意すること。

また同様の Pre-F/S は再度実施される予定となっており、主として「公的資金を活用した Design Build Operate (以下、「DBO」という。) 方式)」での一般廃棄物焼却発電施設導入事業について追加的な検討を行う。本調査では (検討する事業方式は異なるものの) 同じく一般廃棄物焼却発電施設導入事業の実現可能性について調査を行うという観点から、導入可能性調査や今後の Pre-F/S との連携を図る。一方で両調査の棲み分けを図るため本調査ではバ国における PPP の法・制度の整備状況や官側での負担事項等を中心に情報収集・分析を行い、主として「(民間資金を活用した) Build Transfer Own (以下、「BTO」という。) 方式)」による事業実施の課題及び可能性について検討する。

(2) 改訂マスタープラン (案) の参考

現行技術協力プロジェクトにおいて、南北ダッカ市の改訂マスタープラン (案) (「DNCC New Dhaka Master Plan 2018-2032 (Draft version, July 2019)」及び「DSCC New Dhaka Master Plan 2018-2032 (Draft version, July 2019)」) の策定が行われている。本調査の実施に当たっては、同マスタープラン (案) を参考に、資金調達を含む施設整備に必要な準備、施設整備計画、運営・維持管理 (もしくは監理・監督) 等のスケジュール (案) を検討すること。

(3) バ国政策決定者及び他の地方自治体への普及・啓発ツールとしての位置づけ

南北ダッカ市における廃棄物管理システムはバ国内の他の地方自治体にとって先進的なモデルであり、本調査結果は南北ダッカ市だけでなく、バ国全土における適切な廃棄物管理に係る参考資料となり得るものであるため、本調査結果概要をバ国政府の国レベルの政策決定者や他の地方自治体に対する普及・啓発ツールとして活用できる形としても取りまとめること

¹ 配布資料

(4) 本邦技術導入の可能性の検討に関して

廃棄物焼却発電の海外展開の可能性に関しては既に環境省による委託調査を中心に既存の調査等がいくつか実施されている。本調査では既存の調査結果の収集・取りまとめを行うとともに、南北ダッカ市における廃棄物の性状等を考慮し、特に優位性が高いと考えられる焼却発電における技術や機器についても取りまとめること

(5) 環境・社会配慮

「廃棄物処理・処分」は「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、「JICA 環境ガイドライン」という。)において「影響を及ぼしやすいセクター」の1つとして例示されており、また「焼却」は他の廃棄物中間処理方法と比較してダイオキシン類や焼却灰・飛灰の排出等の観点からより環境への配慮が必要となる処理方法であることから、導入可能性調査での検討結果も参考に環境面・社会面での影響等に関して(予備的検討の位置づけであるが)可能な範囲で詳細に検討すること。

(6) 概算事業費の精査

導入可能性調査においては、廃棄物焼却発電施設全体建設費及び全体維持管理費について示しているが、本調査においては導入可能性調査で算出された費用及び本調査で収集した情報を参考にして、可能な範囲で、建設費及び維持管理全体の項目ごとの細分化も行うこと。

7. 調査の内容

業務の内容は、以下の通り²。

(1) インセプション・レポートの作成、協議

導入可能性調査結果も含めて、日本の環境省、経済産業省、国土交通省等が公表している関連・参考資料の収集・確認を行う。

これを踏まえ、調査実施方針案、実施体制、手法、計画案(工程表、要員配置、手順を含む)、最終成果品の目次案等をインセプション・レポートにとりまとめる。なお、インセプション・レポートの内容は、発注者に説明し、承諾を得ること。

(2) 南北ダッカ市における廃棄物管理及びPPPに係る法・制度等の確認

導入可能性調査も含めた既存資料の確認及び関係機関等への現地ヒアリング等を通じて、南北ダッカ市における廃棄物管理及び(FITを含む)PPPに係る法・制度の現状、今後の方針について情報・データを収集する。(FITを含む)PPPに係る法・制度の現状、今後の方針について想定される現地ヒアリング先は下記の通り³。

- ・ 地方政府・農村開発・協同組合省地方自治局 (Local Government Engineering Department, Ministry of Local government, Rural Development & Cooperatives)
- ・ DNCC及びDSCC WMD
- ・ 電力エネルギー鉱物資源省 (Ministry of Power, Energy and Mineral Resources、

² 調査の内容について、効果的・効率的な調査方法について具体的にプロポーザルで提案すること。

³ 記載している以外のヒアリング先があれば、プロポーザルにおいて提案すること。

MoPEMR)

- ・ バングラデシュ電力開発公社 (Bangladesh Power Development Board、BPDB)
- ・ 首相府 (Prime Minister's Office (PMO)) エネルギー担当
- ・ PPP庁 (PPP Authority)

(3) 日本・東南アジア諸国の PPP に係る法・制度の情報収集及びバ国の法・制度との比較

既存資料の確認を中心として、日本・東南アジア諸国（インドネシア、フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール等）の PPP に係る法・制度に係る情報を収集し、バ国の PPP に係る法・制度と比較する。合わせて他国の法・制度との比較により、バ国の PPP に係る法・制度において整備・明確化が必要な事項や課題を明らかにする。

(4) 日本・東南アジア諸国での一般廃棄物焼却発電施設の建設・運営・維持管理に係る費用（民間資金を活用した PPP スキームによる施設整備事例を含む）等に係る情報・データの収集

既存資料の確認を中心として、日本及び（本邦企業が受注した案件を中心に）東南アジア諸国（インドネシア、フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール等）の廃棄物焼却発電施設のファイナンス（官民負担割合）、事業形式、建設・運営・維持管理に係る概算費用、（PPP スキームによる施設整備事例の場合の）官側の負担事項等について情報・データを収集する。また日本及び東南アジア諸国における各廃棄物焼却発電施設に搬入される一般廃棄物の構成やカロリー量、売電価格に係る情報についても可能な範囲で収集・分析すること。

(5) 民間資金を活用した PPP スキームにより一般廃棄物焼却発電施設の建設・運営・維持管理を行う場合の官側の負担事項の明確化

上記の情報収集・検討結果及び現行技術協力プロジェクトの成果も活用し、北ダッカ市における適切な一般廃棄物焼却発電施設の規模、民間資金を活用した BTO 方式で一般廃棄物焼却発電施設を建設・運営・維持管理を行う場合の官（バ国政府）側の費用面も含めた負担事項について明確化し、同負担事項を実現するために必要な調整・対応事項・アクション及びそれに要する凡その期間について明らかにする。特に運営・維持管理に関しては、民側で運営・維持管理を行う場合の官側の役割、監理・監督に必要な人員体制、及び監理・監督を行うための人材育成計画の検討を行う。なお公的資金を活用した DBO 方式については導入可能性調査において費用面も含めた負担事項について明確化する予定であるため、基本的には対象外とすることを想定している。一方で、上記「公的資金を活用した DBO 方式による事業での官側の負担事項」をさらに詳細化した「官側の負担事項を実現するために必要な調整・対応事項・アクション及びそれに要する凡その期間の明確化」に関しては、導入可能性調査において実施されない場合もあるため、仮に導入可能性調査を担当するコンサルタントが同業務を行わない場合には、導入可能性調査を担当するコンサルタントと調整の上、本調査で実施する。

(6) 戦略的環境アセスメント (Strategic Environmental Assessment (SEA)) の考え方に基づいた環境・社会配慮の予備的検討の実施

導入可能性調査で実施された一般廃棄物焼却発電施設の整備に伴う環境・社会配慮の検討結果をもとに、一般廃棄物焼却発電施設の導入と代替案（他の廃棄物中間

処理手法)との比較検討を行う。また、計画・プログラム等の意思決定段階で、極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにし(スコーピング)、複数ある代替案について環境社会配慮の側面を含む比較検討を行う。

(7) 導入可能性調査との調整・擦り合わせ

導入可能性調査を担当しているコンサルタントとの調査内容や調査結果の取りまとめ方法等を中心に調整・擦り合わせを行う。

(8) プロGRESS・レポート作成

(7) までの調査結果について、PROGRESS・レポートにとりまとめる。

(9) 一般廃棄物焼却発電施設の概算事業費の精査

導入可能性調査で算出されている概算事業費に関して、これまでに収集・検討したデータ・情報を元に、建設費及び維持・管理費両方において、精査を行う。

(10) 本邦技術活用可能性の検討

導入可能性調査で検討された一般廃棄物焼却発電施設における本邦技術活用可能性の検討結果をもとに、日本の環境省、経済産業省及び国土交通省による検討や調査結果を参考に、本邦技術活用可能性について、情報・データの追加を行う。

(11) 本調査結果概要のバ国政府の国レベルの政策決定者や他の地方自治体に対する普及・啓発ツールとしての取りまとめ

本調査結果の概要をバ国政府の国レベルの政策決定者や他の地方自治体に対する普及・啓発ツール(プレゼンテーション資料)の形で取りまとめる。なお内容はバ国におけるPPPの法・制度に係る他国との比較、同比較に基づくバ国のPPPの法・制度の課題、バ国において民間資金を活用したPPPスキームで一般廃棄物焼却発電施設を導入する場合の課題を中心に取りまとめる。とりまとめにあたっては、現行技術協力プロジェクト第二期契約に従事するコンサルタントとも調整・連携する。

(12) 本調査結果概要の報告

バ国関係者に対して、上記(11)で作成したツールを用いて調査結果の報告を行う。報告のタイミングの調整に関しては、導入調査結果の進捗状況も考慮しつつ、バ国政府及びJICA間で行うこととする。

(13) 最終報告書の作成・報告

これまでの調査結果を整理し、最終報告書を取りまとめ、JICAに報告する。

8. 報告書等

① インセプション・レポート

提出時期：契約締結から5日以内

提出部数：和文3部、英文5部、CD-R1枚

② PROGRESS・レポート

提出時期：2020年11月上旬

提出部数：和文3部、CR-R1枚

③ 最終報告書

提出時期：2021年5月

提出部数：和文 3 部、英文 10 部、CD-R1 枚

④ 収集資料一式

提出時期：2021 年 5 月

提出部数：CD-R1 枚

※最終報告書についてのみ製本とし、インセプション・レポートに関しては簡易製本とする。

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

- (1) 南北ダッカ市における廃棄物管理の現状
 - 1) 法・制度
 - 2) 実施体制
 - 3) 収集・運搬、中間処理、最終処分場管理
 - 4) 一般廃棄物焼却発電導入に係る検討状況
- (2) バングラデシュ及び他国における PPP 制度の概要
 - 1) バングラデシュにおける PPP に係る法令、関係省令、ガイドライン等
 - 2) バングラデシュにおける PPP 事業の実施体制及び官側の役割
 - 3) バングラデシュにおける PPP 事業の支援・促進制度の概要
 - 4) バングラデシュにおける FIT 制度の概要
 - 5) 日本における PPP に係る法令、関係省令、ガイドライン等
 - 6) 日本における PPP 事業の官側の役割
 - 7) 日本における PPP 事業の支援・促進制度の概要
 - 8) 日本における FIT 制度の概要
 - 9) 東南アジア諸国における PPP に係る法令、関係省令、ガイドライン等
 - 10) 東南アジア諸国における PPP 事業の実施体制及び官側の役割
 - 11) 東南アジア諸国における PPP 事業の支援・促進制度の概要
 - 12) 東南アジア諸国における FIT 制度の概要
 - 13) 他国と比較したバングラデシュの PPP 制度の課題
- (3) 日本及び東南アジア諸国の一般廃棄物焼却発電施設の導入事例
 - 1) 日本における一般廃棄物焼却発電施設の導入事例
日本における一般廃棄物焼却発電施設のファイナンス（官民負担割合）、事業形式、建設・運営・維持管理に係る概算費用、（民間資金を活用した PPP スキームによる施設整備事例の場合の）官側の負担事項、焼却発電施設に導入されている一般廃棄物の構成やカロリー量、売電価格等について
 - 2) 東南アジア諸国における一般廃棄物焼却発電施設の導入事例
 - 1) に同じ。
- (4) 北ダッカ市における（民間資金を活用した）BT0方式による一般廃棄物焼却発電施設の導入の検討
 - 1) 他国の事例を参考にした北ダッカ市における（民間資金を活用した）BT0方式による一般廃棄物焼却発電施設導入に当たっての課題
（民間資金を活用した）BT0方式による一般廃棄物焼却発電施設導入に当たっての課題を、PPP制度面、廃棄物管理面（廃棄物量、カロリー数等）、環境・社会配慮面（用地取得、焼却灰及びダイオキシン管理等）を中心に記載する。
 - 2) 北ダッカ市における（民間資金を活用した）BT0方式による一般廃棄物焼却発電施設導入に当たっての官側の負担事項
費用面も含めた官側の負担事項について記載、同負担事項を実現するために必要な調整・対応事項・アクション及びそれに要する凡その期間について記載。特に運営・維持管理に関しては、民側で運営・維持管理を行う場合の監理・監督に必要な人員体制、及び監理・監督を行うための人材育成計画について記載。

- 3) 北ダッカ市における（民間資金を活用した）BT0方式による一般廃棄物焼却発電施設導入可能性の包括的評価
- (5) 公的資金活用したDB0方式と（民間資金を活用した）BT0方式を活用した場合の北ダッカ市における一般廃棄物焼却発電施設導入の比較評価

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：廃棄物焼却発電の調査に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／廃棄物焼却発電／施設運営・維持管理

➤ ファイナンス／PPP／財務分析

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／廃棄物焼却発電／施設運営・維持管理）】

a) 類似業務経験の分野：廃棄物焼却発電に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：南アジア地域/全途上国（東南アジア地域における業務経験を有することが望ましい）

c) 語学能力：英語

【業務従事者：ファイナンス／PPP／財務分析】

a) 類似業務経験の分野：PPP/財務分析に係る各種業務

- b) 対象国又は同類似地域：南アジア地域/全途上国（東南アジア地域における業務経験を有することが望ましい）
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

契約期間は2020年3月に始まり、2021年5月に最終報告書を提出する⁴。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 14.3 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／廃棄物焼却発電／施設運営・維持管理（2号）
- ② ファイナンス／PPP／財務分析（3号）
- ③ 法・制度／実施体制
- ④ 環境・社会配慮

(3) 現地再委託

現地再委託を行う業務はない。

(4) 対象国の便宜供与

JICAバングラデシュ事務所から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、必要に応じJICAバングラデシュ事務所が関係諸機関との初回のアポイントメントの取り付けを行い、円滑な調査実施のための支援を行う。

(5) 安全管理

現地調査／業務の実施に際しては、発注者の安全対策措置を遵守してください。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を JICA 所定の書式により渡航前（遅くとも出発の14営業日前）に予め連絡し、発注者の承認を得てください。

(1) (渡航前)

- 1) 発注者が行う安全対策研修・訓練の受講：

⁴ 2020年2月下旬より第1次国内作業を開始し、同3月中旬から2021年2月下旬に第1次現地調査、同3月上旬から下旬に第2次国内作業、同4月上旬に第2次現地作業、同4月中旬に第3次国内作業を行い、最終報告書を2021年5月に提出する工程を予定している。作業工程について、より合理的な提案がある場合、理由を付した上で、プロポーザルにて提案すること。

本事業の業務従事者のうち、必ず1名は「安全対策研修」（対面座学）又は「テロ対策実技訓練」を受講すること。

2) JICA 安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：

全業務従事者（日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む。）が渡航の度に必ずブリーフィングを受けること。

3) JICA バングラデシュ事務所の連絡先等情報提供：

安全情報メーリングリスト及び緊急時用 SMS への登録のため、全業務従事者の登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により発注者に提供すること。また、ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールにつき連絡すること。

(2) (渡航後)

バングラデシュ到着後、速やかに JICA バングラデシュ事務所によるブリーフィングを受けること。

1) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）する。特に、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯電話等（スマートフォンやモバイルルーター等、現地にて入手可能）を常備し、チームごとにデータ通信が可能な状態にすること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。

2) バングラデシュ国内での安全対策については、JICA バングラデシュ事務所の指示に従うこと。現地での活動については安全面に考慮した日程となるよう、同事務所担当者と十分な調整を行うとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに同事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル（ゼネラル・ストライキ）等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、柔軟に対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、同事務所と協議の上、決定し確保すること。

3) 宿泊場所は、JICA バングラデシュ事務所が安全対策を確認したホテルなどに限定する。

4) 執務室についても JICA 安全基準を満たす必要があるため、その確保に際しては実施機関の提供する施設等であっても JICA バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げが必要な場合は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従って受注者が安全状況を点検し、同事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を協議する）。尚、本調査における調査団員の渡航期間は各回一か月以内を想定しているため、事務所の設立は想定していない。団員の執務エリアは、滞在先のホテル、調査協力機関執務室の一部（貸与の可否について発注者とバングラデシュ側で協議予定）、現地再委託先執務室を想定している。

5) ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。

6) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として別見積もりにて計上してください。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、JICA バングラデシュ事務所に相談してください。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができます（要すれば契約額の増額を協議する）。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国 ODA の実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライ

ン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html）

- （1）第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- （2）以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
 - 1）旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- （3）以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。
対象費目なし
- （4）以下の業務については、業務内容・量の確定・提案が困難であるため、以下に示す業務量で「報酬」を見積もってください。
対象業務なし
- （5）見積り価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- （6）旅費（航空賃）について、参考まで、JICA 標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。
東京⇒バンコク⇒ダッカ（タイ国際航空）
東京⇒シンガポール⇒ダッカ（シンガポール航空）
- （7）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、一般業務費（賃料借料）で計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料として、機材費（機材購入費）に計上してください。
- （8）その他留意事項
 バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を制限（指定）しているため、宿泊料については、一律13,500円／泊（税抜き）として計上してください。ただし、滞在日数が30日又は60日を超える場合の低減は適用するものとします。
 なお、国内の宿泊先の制限（指定）が解除される等、状況の変化があった場合、継続契約（契約履行期間を分割して個別に契約書を締結する場合において、状況の変化後に新しく契約書を締結する場合）においては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」に基づく宿泊料の積算を求めることとなります。

6. 配布資料／閲覧資料等

（1）公開資料

- バングラデシュ国 廃棄物管理機材整備計画協力準備調査報告書（[URL](#)）
- バングラデシュ国 ダッカ市廃棄物管理能力強化プロジェクトプロジェクト完了報告書（[URL](#)）

- バングラデシュ国 ダッカ市廃棄物管理能力強化プロジェクト(延長)プロジェクト完了報告書 ([URL](#))
- バ国 PPP 法・制度資料 : <http://www.pppo.gov.bd/> (PPP 庁 Website)
- Bangladesh Energy Regulatory Commission Website <http://www.berc.org.bd/>
- バングラデシュ国 マタバリ地区輸入石炭ターミナル建設・運営事業準備調査 (PPP インフラ事業)ファイナルレポート(先行公開版) ([URL](#))
- バングラデシュ国再生可能エネルギー普及支援事業準備調査報告書ファイナルレポート (和文要約) ([URL](#))
- インドネシア共和国 PPP ハンドブック (JICA、2017 年 5 月) ([URL](#))
- フィリピン共和国 PPP ハンドブック (JICA、2017 年 12 月) ([URL](#))
- 環境省「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」Website http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/support/index.html
- 環境省「我が国の循環産業に関する技術及び企業の紹介」Website http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/ja/index.html
- World Bank 'Bangladesh Scaling-up Renewable Energy Project' <https://projects.worldbank.org/en/projects-operations/document-detail/P161869>
- PricewaterhouseCoopers 'Transforming the power sector in Bangladesh' <https://www.pwc.in/assets/pdfs/industries/power-mining/executive-summary-pwc-bippa-report-on-transforming-the-power-sector-in-bangladesh/transforming-the-power-sector-in-bangladesh.pdf>

(2) 配布資料 (ハードコピーの個別配布)

以下の資料については、取扱いに注意が必要であるため、電子データによる配布は行わず、希望者にハードコピーを配布します。希望者は、JICA 地球環境部環境管理グループ (gegem@jica.go.jp) までご連絡ください。

- バングラデシュ国北ダッカ市廃棄物発電導入可能性調査事前調査 (Pre-FS) 報告書 (2018 年 11 月)
- Feasibility Survey on Introduction of Waste to Energy in Dhaka North City, People's Republic of Bangladesh Pre-Feasibility Study Report (November, 2018)
- 南北ダッカ市改訂マスタープラン (案) (「DNCC New Dhaka Master Plan 2018-2032 (Draft version, July 2019)」及び「DSCC New Dhaka Master Plan 2018-2032 (Draft version, July 2019)」)

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／廃棄物焼却発電／施設運営・維持管理	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力：	()	(13)
ア) 類似業務の経験		5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		3
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	-	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力：ファイナンス／PPP／財務分析	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】
- 2 対象国名 【国名（地域名）】
- 3 履行期間 2000年00月00日から
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 地球環境部環境管理第一チームの課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン
「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」

を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (QCBS 対応新方式) (2019年4月)」を挿入する。

- (2) 第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション1：部分払を設定する場合】

(部分払)

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

【オプション2：契約履行期間を分割して契約書を締結する場合】

(契約の分割)

第〇条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、付属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第〇期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
(2) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
(3) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月

2 発注者及び受注者は、付属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第〇期及び第〇期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25
独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。